

はなみずき

編集:熊本きぼう福祉センター・熊本きぼう生活支援センター 編集人:森田 哲史 Eメール:kibou.f.c@deluxe.ocn.ne.jp

Vol411(令和7年5・6月)

一般社団法人熊本県精神保健福祉会連合会

代表:飯塚 幸二

〒861-4106 熊本市南区南高江 7-8-77

Tel096-358-4054 fax096-358-3337

定価 100円(会費に含む)

報告

令和6年度 きぼう春祭り

3月2日(土)熊本県連家族会館において、「きぼう春祭り」を開催しました。毎年恒例のボランティア清掃を今回は近所の「梶免公園」で行いました。利用者や家族、ボランティア、近所の方、当施設の昼休みに来られるヤクルトさん親子などなど総勢20名を超える方々で歩いて3分。いつもフットサルやお花見で利用させて頂いている分、美化に努めよう!と息巻いてましたが、地域の皆様がいつもきれいにしているため、ゴミも草もなく美しかったです。近所を歩き、少しのゴミを拾って帰りました。

陽気が心地よく、昼食のカレーを食べた後、「菜の花コンサート」が開かれました。玉名きぼうの家のみなさんの演奏は、文化交流会での画像越しとはまた一味違い、生演奏は素敵でした。利用者・スタッフ関係なく手作り感溢れるアットホームな音楽でした。昨年熊本県立こころの医療センター「こころうきうきまつり」で演奏された古閑里香さんのクラリネット演奏も、機械で伴奏を流しながら、耳にちょうどよい音域で伸び伸びと吹かれていました。曲も松任谷由美、中島美幸など春にちなんだ曲で、足を運ばれた方々も口ずさみ、参加型の演奏会となりました。フリーランスのクラリネット奏者として、ボランティアで奏でてらっしゃいます。これから先も長いお付き合いをさせていただけたらと思います。

地域の皆様も老若男女問わず来場していただきました。準備期間も短かったにも関わらず、「毎年恒例だからあると思っていた」と来ていただき本当にありがたかったです。また、1階作業室ではリサイクルバザーもボランティアグループ「ほほえみの会」の方々が祭りを盛り上げるべく、準備から販売を長い期間でされていました。地域の方々やボランティアさんの暖かい支援があつての当施設だと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いたします。



情報提供

障害年金不支給の調査結果について

みんなねっとより障害年金不支給の情報提供がありましたのでご報告いたします。

厚生省発表(6月11日)の「令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書」になります。

→ https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00198.html (下の図は概要です)

2024年度、障害年金の「不支給」になった人が大きく増えたことが問題になり、厚生労働省が調査を実施した内容です。結果、制度や判断の仕組みに偏りがある可能性が明らかになり、是正(改善)する方針が発表されました。

令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書 概要(1)	
I 調査の概要	
1. 調査の趣旨 障害年金に係る一連の報道を踏まえ、日本年金機構と連携のもと、 令和6年度の障害年金の認定状況について調査。	
2. 調査方法	
(1) 抽出調査	
○ 令和6年度決定分から、 新規裁定1,000件、再認定10,000件を無作為抽出し、集計。	
○ 抽出した件数のうち、 不支給又は支給停止となった事案(新規130件・再認定105件)について、審査資料等の個別確認を実施。	
(2) ヒアリング調査	
○ 個別確認を行ったケース(新規130件)のうち、精神障害で「障害等級の目安 ^(※) より下位に認定され不支給となっているケース」等の計64件について、 審査担当職員にヒアリングを実施。 併せて、 センター長等の職員や認定医へのヒアリングを実施。	
<small>※ 「精神の障害に係る等級判定ガイドライン」で示されている診断書の記載項目のうち、「日常生活能力の程度」及び「日常生活能力の判定」の評価の平均を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安。</small>	
II 集計結果(令和6年度)	
1. 新規裁定	
○ 新規裁定1,000件のうち、 非該当は130件(13.0%) 。令和5年度の非該当割合(8.4%)より上昇し、令和元年度の障害年金業務統計公表開始後、過去最高だった令和元年度(12.4%)とおおむね同水準。	
○ 非該当割合を種類別にみると、精神障害で12.1%、外部障害で10.8%、内部障害で20.6%。令和5年度(精神障害6.4%、外部障害10.2%、内部障害19.4%)と比較すると、 精神障害の非該当割合の上昇が大きい。	
○ 内部及び外部障害は、医学的な検査数値等の客観的な指標が障害認定基準に定められており、不支給事案の個別確認の結果、判断の理由が審査資料に明確に記載されているなど、特段の問題点等は確認できなかった。	
○ 一方、精神障害は、そうした指標による評価が必ずしもできない部分があり、ガイドラインや障害等級の目安が定められている。この障害等級の目安との関係を見ると、不支給事案に占める「 目安より下位等級に認定され不支給となっているケース 」又は「 目安が2つの等級にまたがるものについて、下位等級に認定され不支給となっているケース 」の割合は 75.3% となっていた。	
2. 再認定	
○ 再認定10,000件のうち、支給停止は105件(1.0%)。令和5年度 の支給停止割合(1.1%)と同水準。 1	

令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書 概要(2)		
	事実関係	今後の対応策
(1) 組織的な指示や対応があったか	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングによると、障害年金センター長から、認定の根拠を明確にすべき等といった指摘はあったが、理事長やセンター長等が審査を厳しくすべきといった指示を行っていた等の事実は、確認できなかった。 認定医に関する文書は、ヒアリングによると、担当者間で引継ぎ等に使用。職員が担当する認定医は1~3名程度等であり、選択する余地はほとんどない旨の話があり、組織的に認定をコントロールする意図のものとは認められないが、認定の傾向に関する事など、一部に適切ではない記載内容も含まれていた^(※)。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定医に関する文書廃止 担当認定医の無作為での決定
(2) 認定のプロセスに問題がないか ^(※)	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリングによると、診断書等に疑義があった場合は、医師等へ照会するなどの話があり、認定基準に定めるプロセスを逸脱している事実は確認できなかった。 	—
(3) 個別の認定が適正に行われているか ^(※)	<ul style="list-style-type: none"> 審査書類に、判断の理由が明確に記載されているとはいえず、丁寧さに欠けるものが見受けられる。 理由付記文書も申請者にとって分かりにくい記載がある。 認定医の審査の参考となるよう、等級案も含め、事前確認票が作成されているが、障害等級の目安と、診断書等の内容(病状の経過、具体的な日常生活状況等)をもとに総合的に認定する仕組みの中では、職員による等級案の必要性は高くない。 令和6年度の不支給割合の上昇は、「障害等級の目安より下位等級に認定され不支給となっているケース」等が増えていることが寄与していると考えられる(44.7%(R5) → 75.3%(R6))。 令和7年3月の報道を踏まえ、精神障害の新規裁定のうち、その時点で認定医の審査過程で不支給と見込まれた審査中の事案について、より丁寧な審査を行う観点から、障害年金センターに配置される常勤医師による確認を実施し、約1割が支給となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 審査書類に丁寧に記載することの徹底 認定事例の作成・考慮要素の徹底 理由付記文書の改善 職員による等級案廃止^(※) 今後の全ての不支給事案について複数の認定医による審査 過去の精神障害等の不支給等事案の点検
<small>このほか、①認定審査委員会に福祉職等の外部の者の参画、②障害年金センターの審査体制の見直し等を行い、それらの実施状況については、点検の進捗状況等とあわせ、随時、公表を行う。</small>		

下記の点が述べられています。(みんなねっとより)

主なポイント

1. 不支給が約 1.5 倍に増加

2023 年度：不支給割合は 約 8.4%

2024 年度：不支給割合は 約 13% (約 1.5 倍)

特に 精神・発達・知的障害では 約 1.9 倍 に増加

この数字は「書類不備」を除いた純粋な「不支給」の割合です。

2. なぜ不支給が増えた？

報道では、日本年金機構の内部では、「センター長の方針が厳しくなったため」という職員の証言もあったようですが、ただし、厚生労働省は「そのような指示は確認できなかった」としています。

3. 問題となった内部のやり方

年金機構が作っていた「判定医の傾向と対策」資料に不適切な記述。

職員があらかじめ「この人は支給しない方がいい」などと判断していた可能性あり。

精神障害の申請で、職員が「この人は何級相当」と示していた運用も中止。

4. 改善策として

不支給にする予定の案件は必ず複数の医師で再審査するように変更。

実際に、不支給になった約 1200 件を見直したところ、約 1 割が支給に変更されました。

今後は：判断理由がさらに明確になり、複数医による審査や外部専門家の参加で公平性が高まるとされています。つまり、却下理由がわかりやすくなり、不当な判断に対する再チェック機能が強化されます。

5. 不支給件数の“見せ方”に問題も

日本年金機構の公表する統計では、実際より不支給件数が少なく表示されていた。

例：2023 年度

内部資料 → 不支給 約 2 万件

公表統計 → 不支給 約 1 万 3 千件

なぜ件数が違うのか？

→ 同じ人が 2 件申請して 1 件が不支給でも、統計では「支給あり」でカウントしてしまうため。

宣伝です！

「月刊みんなねっと」

精神医療・保健・福祉に関する最新の情報から、家族会の活動や体験談、読者の声など、さまざまな内容を掲載している「月刊みんなねっと」はご注文いただけますと、毎月お手元に届きます。年間購読ですが、年度途中でも受け付け可能です。興味のある方は、熊本県連家族会(096-358-4054 田中)までご連絡ください。年間購読3000円です(1冊250円×12か月分)現在在庫がある分は1冊ずつでも購入可能です。



***** 賛助金のおお願い *****

平素より「はなみずき」を通じて、たくさんの方々が様々な立場から応援して下さい、大変ありがたく存じます。本会は、精神障がい当事者とご家族の皆様に寄り添い、当事者・家族を地域全体で支えていく仕組みづくりと、法人・施設としての使命を考え努力して参ります。しかし、一方では本会の財政基盤は依然として弱体であり、社会の高齢化が進むと共に会員の減少もとどまりを知りません。今後は更に厳しい運営が強られる見通しです。つきましては、このたび有志の方々に賛助金を通してご協力いただきたく、切にお願い申し上げます。同封の振込用紙をご利用の上、下記口座へお振込み下さい。勝手ではございますが、賛助金は1口 5,000 円を目安とさせていただきます。なにとぞよろしくお願いいたします。

郵便口座番号：01980-9-20426 口座名：熊本きぼう福祉センター

v

県連本部事務局及び熊本きぼう福祉センター報告

(4月1日～6月30日)

4月 4日 (金)	きぼう花見／於梶免公園
24日 (木)	ハートウィーク実行委員会 (欠席)
5月 8日 (木)	熊本県精神保健福祉協会理事会／オンライン
9日 (金)	避難訓練／於県連家族会館
13日 (火)	菊陽病院家族会総会／於菊陽病院
14日 (水)	水俣・芦北地域家族会総会／於水俣保健所
20日 (火)	県連理事会／於県連家族会館
21日 (水)	八代地域家族会理事会／於すまいる
24日 (土)	県連決算総会・代表者会／於県連家族会館
30日 (金)	熊本きぼう福祉センター家族会総会／於熊本きぼう福祉センター
6月 6日 (金)	玉名地域家族会総会／於玉名市福祉センター、なづな工房講演会／於アスパル富合、南区連絡会／
13日 (金)	宇城地域家族会総会／於宇土市民会館
16日 (月)	スポレク事務局会議／オンライン
20日 (金)	上益城地域家族支援教室／於御船カルチャーセンター
24日 (火)	明生病院家族会総会／於明生病院
25日 (水)	県社協評議員会／
27日 (金)	菊池地域家族総会／於菊池中央公民館

<7月の日程>

- 7月11日 (金) スポーツ交流会／於熊本市雁回館
- 25日 (金) ボランティア研修会／於阿蘇きぼうの家
- 8月 1日 (金) 県意見交換会／於県防災センター
- 23日 (土) 県連代表者会議／於県連家族会館

梅雨が終わり非常に暑い日々が続きます。熊本で34度を超えた日に家族会館のエアコンが故障!!
すぐに直していただき、安堵します。感謝です。 (編集部)

